

業者特定理由書

名称	南北線5000形車両SIV装置部品（三菱製）
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
（特定機種）	品名：仕様書のとおり〔三菱電機(株)製〕
特定理由	<p>当該部品はSIV装置に搭載している部品であり、5000形車両に搭載中の標記業者の装置の専用部品である。そのため他社の製品とは互換性が無く、装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。</p> <p>また、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

名称	東西線8000形車両表示器（予備品）
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
（特定機種）	別紙仕様書 札交車25第2167号 のとおり（三菱電機(株)製）
特定理由	標記物品は、車両に搭載している車上検査装置から情報データを受信し、表示を行う装置であり、標記機種でなければ車上検査装置に適合しないことから、標記業者占有の技術および知識（標記業者のみが所有する設備・機器等）が必要であり、さらに納入業者が標記業者に限られる特定販売品のため、業者を特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

名称	東豊線9000形車両用車内表示器部品
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	<p>標記製品は、東豊線9000形車両に搭載された車内表示器の専用部品である。</p> <p>車内表示器とは旅客へ次駅や路線案内等の行先案内を行うサービス装置であり、標記物品は当該装置の機能を維持するための部品として購入する。</p> <p>標記物品以外の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ車内表示器に適合しないことから機種を特定いたしたい。</p> <p>また、標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

1300

業者特定理由書

名 称	東西線8000形車両照明器具更新
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)
(特定機種)	別紙仕様書 札交車25第5073号のとおり
特定理由	<p>当該装置は客室内及び運転室内のLED照明装置である。</p> <p>現在、東西線8000形車両の照明装置の一部にはグローブ付き灯具が使用されているが、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の車両火災対策基準の改正に伴い、基準を満たさないため更新が必要となった。また、光源として使用している直管型蛍光灯については、2027年度末で販売停止となるだけでなく、安定器やソケットなどの主要部品が製造中止となっており、今後の維持が困難となることから、照明装置の更新が必要である。</p> <p>照明装置には車両メーカー専有の知識・技術が必須であり、製造した照明装置の調整が必要である。上記特定業者は当該車両メーカーである川崎車両の関連会社であり、当該車両の構造・システム等に精通するとともに、保守体制が整備されていることから、上記業者を特定することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

[物品購入]部品等

名称	前照灯スイッチ	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書番号 札交車25第2210号のとおり。(川崎車両(株)製)	
特定理由	<p>標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。</p> <p>また、標記物品は納入業者が標記業者(別添に示す保守専門会社の指定のとおり)に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。</p>	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	前照灯スイッチ
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	前照灯スイッチは、前照灯の入切をするものである。
	用途・性能	経年劣化等に伴う消耗部品として購入
	特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア	

1302

業者特定理由書

名 称	東豊線9000形車両車体接地シュー
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	<p>標記物品は専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ適合しないことから、機種を特定いたしたい。</p> <p>また、標記業者は標記機種のメーカーである川崎車両(株)より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

1304

業者特定理由書

名称	地上子他
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店
(特定機種)	仕様書の通り (日本信号製)
特定理由	<p>標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。</p> <p>また、標記物品は信号保安装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

1305

業者特定理由書

名称	8000形VVVF装置用故障読出装置	
特定業者	三菱電機(株)北海道支社	
特定機種	別紙仕様書 札交車25第2215とおりに 三菱電機(株)製	
特定理由	製造にあたっては、標記業者占有の技術および知識が必要であるため	
	標記機器等の用途・性能	VVVF制御装置は架線から得た直流電流を交流電流に変化させ電圧・周波数の制御を行う。これにより主電動機を任意に回転させることで車両の速度制御を行うものであり、故障読出装置は制御装置本体の故障ログを読出す装置である。
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由	三菱製VVVF制御装置の故障ログの読取りには互換性及び専門性が必要であり、動作の保証に関してもシステム製作者に限られることから、上記業者に特定する。
根拠規定	・地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

業者特定理由書

【物品購入：予定価格が160万円を超える】

【製造請負：予定価格が250万円を超える】

名 称	ジャンパー線	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)	
機種特定	購入仕様書のとおり [川崎車両(株)製]	
特定理由	<p>標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。</p> <p>また、標記業者は標記機種のメーカーである川崎車両(株)より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。</p>	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線車両用ジャンパー線 >
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両間を電氣的に接続するための部品
	部品等の用途・性能	劣化等に伴う交換用として購入 >
特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

業者特定理由書

名称	路面電車8500形用速度発電機②
特定業者	三菱電気株式会社 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	<p>【機種を特定した理由】 本調達は、本市所有車両である8500形の駆動装置に設置する部品を購入するものである。 標記機種以外では互換性がないため、標記機種に特定する必要がある。</p> <p>【特定業者と契約する理由】 販売業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特命することとしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

名称	すすきの変電所一号高圧配電線用真空遮断器
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	別紙購入物品表のとおり
特定理由	<p>本調達は東豊線すすきの変電所一号高圧配電線用真空遮断器を購入するものである。標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、標記業者に特定して随意契約することとしたい。</p> <p>また、標記物品は上記変電所設備との互換性が唯一認められるものであり、標記機種でなければ適合しないことから、機種を特定いたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号 (ア)

業 者 特 定 理 由 書

[物品購入]部品等

名称	救援用両センケーブル	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書番号 札交車25第2226号のとおり。(川崎車両(株)製)	
特定理由	<p>標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。</p> <p>また、標記物品は納入業者が標記業者(別添に示す保守専門会社の指定のとおり)に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。</p>	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	救援用両センケーブル
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	救援用両センケーブルは、不具合により始動できなくなった車両(被救援車両)と、正常な車両(救援車両)を接続し、救援する為のケーブルである。
	用途・性能	予備品として購入
	特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア	

業 者 特 定 理 由 書

2040

名 称	南車両基地転てつ器更新
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>本件は、南車両基地に設置されているトラバーサ式転てつ器を更新するものである。当該設備は本市独自の仕様により川崎車両株式会社が設計・製造した設備であり、一般流通品ではないことから、作業にあたってはメーカーのみが保有する知識・図面等が必要である。</p> <p>標記業者は、川崎車両株式会社のグループ会社であり、川崎車両株式会社との個別請負契約により本市地下鉄車両及び転てつ器等に関する業務の一部（転てつ器の改修工事を含む）を移管されている。</p> <p>以上の理由より、標記業者でなければ当該作業の確実な施工が見込めないことから、標記業者を特定いたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

業者特定理由書

【製造請負】2一部更新

名 称	東豊線 CTC 装置改良 (運行管理システム更新)	
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店	
特定理由	<p>本製造請負は東豊線運行管理システムの更新に伴う、運用開始から約18年経過している東豊線 CTC 中央装置 IF 架の更新を行うものである。</p> <p>本装置は本市の仕様により標記業者が設計、製造したものであり、更新にあたっては、同機器のハードウェア・ソフトウェアに関するメーカー独自の占有技術及び知識が不可欠であり、標記業者以外が履行した場合に、運転保安設備の安定的な運用に支障が生じる恐れがあるため、標記業者に特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>CTC 装置は、運転指令から広範囲にわたる各駅の信号保安装置を集中遠隔制御することによって、安全かつ効率的な列車運行を目的とした装置であり、運行管理システムや他の信号保安システム等とインターフェイスを行うものである。</p>
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由	<p>本製造請負は、現用設備の改良であるため、現用設備についての十分な知識が必要であり、また、地下鉄の安全かつ効率的な運行を確保するうえで欠くことのできない重要な設備であることから、更新するためには、当該メーカー独自の専門的知識及び占有技術が必要であるため。</p>
根拠規定	<p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号</p>	

業者特定理由書

名称	南車両基地台車水平組立装置クレーン部製作	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
特定理由	<p>標記装置は、南北線 5000 形車両用台車の走行装置脱着に使用する台車水平組立装置を吊り下げるためのクレーン部を製作するものである。 クレーン部を製作するにあたっては、台車水平組立装置に対するメーカー占有の技術および知識が必要であり、前記各機器の製造・納入をした標記業者でなければ、台車水平組立装置としての機能・性能が確保できないことから、業者を特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>台車水平組立装置は、台車の分解整備時において精巧な歯車等を組み合わせた走行装置の脱着に使用する装置である。 標記装置は、台車水平組立装置を吊り下げて移動させるための装置であり、正確な操作を要求される走行装置の脱着において、部品の破損防止と作業員の安全確保を図る上で不可欠な装置である。</p>
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等を必要とする事由	<p>標記装置の製作には、南北線 5000 形車両用台車に関するメーカー占有の設計・製作に係わる技術および知識を必要とするため。</p>
根拠規定	<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号</p>	

2050

業者特定理由書

〔製造請負〕 2一部更新

名 称	電力管理システム改良 (光星変電所)	
特 定 業 者	株式会社 日立製作所 北海道支社	
特 定 理 由	<p>本件は標記装置の一部を改良するものであり、製造にあたっては、他の機器との関係から、標記業者占有の技術及び知識(標記業者のみが所有する設備・装置・機器等)が必要であり、標記業者しか履行できないため、特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>標記装置は変電所及び電気室の電力供給に係る機器等を常時監視・管理するシステムである。 変電所及び電気室に端局装置を設置しており、各端局装置と指令所を光伝送路により接続することによって、指令所にて監視・管理することができる。</p>
	<p>メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由 (更新にあたり他の関連機器との関係から制約を受ける事項等)</p>	<p>本件は、本市独自の仕様により標記業者が設計・施工した電力管理システムの一部を改良するものである。 本システムは各端局装置と指令所が接続されており、改良後の正常な運用には機器単体のみならず、システム全体の状況を把握する必要があるため、標記業者のみが所有する詳細な設計図が必要となるほか、装置のソフト改良には標記業者占有の技術及び知識が必要であるため。</p>
根 拠 規 定	<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号及び地方公営企業法施行令第 21 条の 第 第 1 項第 2 号</p>	

2051

業者特定理由書

〔製造請負〕 2一部更新

名 称	電力管理システム改良 (円山公園駅電気室T S.ほか 2 T S)	
特 定 業 者	株式会社 日立製作所 北海道支社	
特 定 理 由	<p>本件は電力管理システムの一部を改良するものであり、製造にあたっては、他の機器との関係から、標記業者占有の技術及び知識(標記業者のみが所有する設備・装置・機器等)が必要であり、標記業者しか履行できないため、特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>電力管理システムは変電所及び電気室の電力供給に係る機器等を常時監視・管理するシステムである。 変電所及び電気室に端局装置を設置しており、各端局装置と指令所を光伝送路により接続することによって、指令所にて監視・管理することができる。</p>
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由 (更新にあたり他の関連機器との関係から制約を受ける事項等)	<p>本件は、本市独自の仕様により標記業者が設計・施工した電力管理システムの一部を改良するものである。 本システムは各端局装置と指令所が接続されており、改良後の正常な運用には機器単体のみならず、システム全体の状況を把握する必要があるため、標記業者のみが所有する詳細な設計図が必要となるほか、装置のソフト改良には標記業者占有の技術及び知識が必要であるため。</p>
根 拠 規 定	<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号及び地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号、</p>	

業者特定理由書

〔製造請負〕 2一部製造

名 称	SAPICA サーバ更新製造	
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店	
特定理由	<p>本物件は標記業者が製造した自動出改札機器等の IC データを取り扱う SAPICA サーバを更新するものである。製造にあたっては既設の駅務機器等と連携させる必要があることから、標記業者占有の技術及び知識（標記業者のみが所有する設備・装置・機器等）が必要であるため、特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>SAPICA サーバは、局サーバ・運用サーバ・ID 駅サーバ等で構成され、SAPICA 導入当初より券売機・改札機等の駅務機器を含めた総合的なシステム（自動出改札システム）の一部として構築され、相互に連携して IC カード関連情報の送受信やデータ管理を行い、併せて駅務機器等の保守機能を有するものである。</p>
	<p>メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由 （製造にあたり他の関連機器との関係から制約を受ける事項等）</p>	<p>SAPICA サーバを含む自動出改札システムの各機器は、本市独自の仕様により標記メーカーの占有技術により開発されたものであるため、そのシステムの一部を更新出来るのは標記メーカーに限られるため。</p>
根拠規定	<p>地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号</p>	

業者特定理由書

名称	南車両基地台車抜取装置設置	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
特定理由	<p>標記装置は、車両から台車を簡易的に脱着するための装置であり、南車両基地工場棟改築ほか工事に伴い、新工場棟内に当該装置の製作、設置を行うものである。</p> <p>当該装置の製作にあたっては、メーカー占有の技術および知識が必要であり、現工場棟内既設装置の製造・納入をした川崎車両（株）（事業継承前：川崎重工業（株））から工場設備定期点検・改造・更新工事等に係る保守専門会社の指定を受けている上記業者でなければ、台車抜取装置としての機能・性能が確保できないことから、業者を特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	車両から台車を簡易的に脱着するための装置。
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等を必要とする事由	<p>現工場棟内既設装置は川崎車両（株）（事業継承前：川崎重工業（株））が、本市の台車構造に合わせて設計・製造したものである。</p> <p>曲線案内軌条上を地下鉄車両が走行する際、装置本体に横圧が発生することから、既設と異なる強度計算及び基礎検討が必要となり、車両製造業者のみが保有する地下鉄車両の設計知識・図面等が必要であるため、履行可能業者が1社に限定される。</p>
根拠規定	<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号</p>	